

山梨県恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、恩賜林保護育成の観点から、公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会(以下「連合会」という。)の運営を助成し、もって各恩賜林保護団体の円滑な運営を図るために、連合会が行う事業に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助対象事業及び経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める。

(補助金交付の申請)

第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ、交付の決定を行い、決定の内容を連合会に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 連合会は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号に該当する内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(第2号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業内容の変更により、補助金の額を変更する場合

(2) 予算額の変更により、補助金の額を変更する場合

2 連合会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 補助金交付の決定を受けた連合会は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、概算払い請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 連合会は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、連合会に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第11条 連合会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了の日から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

補助の対象となる事業	経 費
<p>連合会が実施する事業のうち、次の事業 ただし、本要綱に基づく補助金以外の国又は県の補助金の対象となる事業を除く</p> <p>(1) 保護団体の育成指導 (2) 恩賜林問題を主とする林業相談 (3) 森林緑化運動、その他森林の保護育成に対する啓蒙 (4) 森林防犯事業への協力等、恩賜林被害の防止活動 (5) 部分林及び植樹貸地等の保護育成</p>	<p>賃金、報償費、旅費、食料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、保険料、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、助成金、会議費、研修費、広報費、林政推進費</p>

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
理事長 氏 名 印

年度恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- (4 その他参考となる資料)

第2号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
理事長 氏 名 印

年度恩賜林保護組合連合会事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、次のとおり事業の変更をしたいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

変更の内容

変更の理由

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
理事長 氏 名 印

年度恩賜林保護組合連合会事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、次のとおり事業の中止（廃止）をしたいので承認されたく、申請します。

中止（廃止）の理由

備考 関係書類がある場合は、添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
理事長 氏 名 印

年度恩賜林保護組合連合会事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

- 1 概算払請求額 円
2 内 訳

補助金交付決 定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②= ③	今回概算請求額 ④	備 考

- 3 概算払いの理由

- 4 支払の方法 口座振替
- ・振替先金融機関及び本支店名
 - ・口座名義
 - ・預貯金種別
 - ・口座番号

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(公社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
理事長 氏 名 印

年度恩賜林保護組合連合会事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、次のとおり実績を報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支計算書
- (3 その他参考資料)